

令和 8 年 6 月 30 日

山形県山形市「宿泊税」の新設

山形県山形市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される山形市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	山形県山形市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	山形市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	山形市の自然、歴史、文化、スポーツ等の観光資源の魅力の向上、来訪者の受入環境の充実その他宿泊者数及び宿泊数の増加、交流人口の拡大並びに市民及び来訪者の満足度の向上につながる持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の 3 %
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 1.7 億円
課税免除等	修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約 11 万円
課税を行う期間	条例施行後 5 年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 8 年 3 月 24 日 山形市議会にて条例案可決
- ・ 令和 8 年 4 月 28 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 6 月 30 日 総務大臣同意
- ・ 令和 9 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、畠山係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。